

災害事例
と
その対策
No.32

フォークリフトをバック運転中の運転者が 運転席とラックとの間に挟まれる

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 103名
3. 被災者 事務員（フォークリフト運転技能講習修了者） 男性41歳 経験15年 勤続15年
4. 傷病名 腹部圧迫による窒息死
5. 災害発生状況

(1) 被災者は、甲運送（主として陸上貨物運送事業を営んでいて一部は倉庫を利用して荷（主に乾燥食料品類）の一時保管及び梱包出荷・配送業務を行っている）の事務員で、災害は自社ターミナルに設けている倉庫内で発生した。

なお、甲運送では、荷主ごとに責任者を定め作業指揮及び荷役作業を担当させる体制を採用していたため、被災者は事務員であるが、災害発生当日は事務だけでなく作業指揮者として現場作業に従事していたものである。

(2) 災害発生当日、被災者の作業指揮により構内下請の作業者4名と被災者が翌日出荷する荷の梱包作業を午前9時から開始、その作業は午前中で終了した。又、休憩後の午後1時からは当日出荷する荷の梱包作業と、被災者が単独でフォークリフトを運転しての発送作業に着手し、午後6時に作業は終了した。

被災者は、作業終了後の6時30分事務所内にいたことを同僚が目撃しているが、その後、作業予定がなかったにも拘らず単独で倉庫に赴き、フォークリフトの運転を行ったと思われ、運転席と鉄製ラック（以下「ラック」という。）の棚板の間に身体（腹、背部）をはさまれているところを午後7時30分上司に発見され、救急車で病院に収容されたがすでに死亡していた。

(3) 被災者の運転していたフォークリフトはリーチフォークリフト（最大荷重0.8t、立席形、蓄電池式）で、倉庫内のラック棚板から荷を取り出そうとしていたのか、あるいはラックに荷を入れようとしていたのかは不明である。

(4) 災害発生場所は、ラックとラックの間隔がフォークリフトの前進、後進、旋回を行うのに支障をきたす程、狭あいであったこと、ラックの地上1段目の高さがフォークリフト運転操作盤より高い位置にあったことにより、ラックの下部にフォークリフトの乗り入れが容易にできる状態であった。（図面参照）

(5) 被災者は、フォークリフト運転技能講習を受講していて資格としては特に問題はないが、普段はあまりフォークリフト運転業務に従事していなかったため不慣れであった。

被災者は、自らフォークリフトを運転している際、運転を誤まって後進しすぎたため、フォークリフト後部がラックに激突、そのはずみでラックと運転席との間に身体をはさまれたこと、又現場の状況からみてフォークリフトの激突により被災者の手などが運転操作盤にとりつけている「電源解除ボタン」に接触して起動、バッテリーの電源コードが抜け走行不能になってしまい、フォークリフトの前進等ができないまま絶命したのではないかと推定される。

6. 災害発生原因

直接原因としては、被災者が運転操作を誤まりフォークリフトを後進させすぎてラックに激突

したため、そのはずみでラックと運転席との間に身体がはさまったこと、又間接原因としては、次の事項が推定される。

- (1) 倉庫のラック間の間隔不足及びラック地上1段目の下部にフォークリフトが乗り入れ易い等フォークリフトの安全運転に支障があったこと。
- (2) 総括安全衛生管理者、安全管理者の選任はなされていたが、倉庫内作業の安全管理は現場の作業指揮者まかせであるなど、安全衛生管理体制が効果的に運用されていなかったこと。
- (3) フォークリフト運転技能修了者に対する能力向上教育の必要性を事業者が理解しておらず、被災者を含む殆どの者が、当該教育を受講していなかったこと。
- (4) フォークリフト運転操作盤にセットされている電源解除ボタンがフォークリフトがラックに激突した際、起動してしまい自走不能となり、被災者がはさまった箇所を逃れるための操作が不可能になってしまったのではないと思われること。

7. 災害防止対策

- (1) ラック相互の間隔及び棚板最下段の構造を改善し、フォークリフトの安全運転に支障がないようにするか、他の荷の保管方法にするか検討すること。
- (2) 労働災害防止活動が円滑に進められるよう安全衛生管理体制の見直しを行うこと。
- (3) フォークリフト運転業務従事者に対する能力向上教育受講に努めること
- (4) 電源解除ボタンの起動後の復起が運転者自らが運転席にいて、可能な構造に改められないかメーカー等専門家の意見を聞き検討すること。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

災害発生現場状況図

(単位：cm)

